

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	イカイノ保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 黎明福祉会	
福祉サービスの種別	認可保育園	
代表者氏名	園長 長瀬光子	
定員（利用人数）	50 名	
事業所所在地	〒 544-0032 大阪市生野区中川西2-6-10	
電話番号	06 - 6731 - 3535	
FAX番号	06 - 6718 - 0988	
ホームページアドレス	http://ikaino-n.org	
電子メールアドレス	ikaino-n@ans.co.jp	
事業開始年月日	昭和58年6月1日	
職員・従業員数※	正規 16 名	非正規 12 名
専門職員※	保育士16名 栄養士 2名	
施設・設備の概要※	〔居室〕 保育室（4室）、プレイルーム、医務室、休憩室 事務所	
	〔設備等〕 調理室、トイレ（幼児用・大人用）	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

〈保育理念〉

子どもの心に寄り添い、一人ひとりの育ちを大切にする。

〈保育方針〉

- ・キリスト教精神に基づき、一人ひとりが愛され、安心できる環境の中で育てる。
- ・一人ひとりの発達、個性を尊重し、かけがえのない存在として受け入れる。
- ・国際色豊かな地域に根ざした共生共存の関係をつくる。

【施設・事業所の特徴的な取組】

1. 入所されている方が他国籍（韓国・朝鮮・ベトナム・中国・ミャンマ）の方が多く、多文化共生保育を実践している。
2. 職員に多国籍（韓国・台湾・ベトナム）の者がいて互いに助け合って保育している。
保護者で日本語が難しい方には、母国語で伝えることができる。
3. 「育児担当制」保育を行い、生活面（排泄、食事）は、子ども一人ひとりに保育士が丁寧に関わる保育を実践している。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人ふくてっく
大阪府認証番号	270003
評価実施期間	令和6年8月8日～令和7年6月26日
評価決定年月日	令和7年6月26日
評価調査者（役割）	2101C016（運営管理委員） 2301C023（専門職委員） 1801C022（その他） 2101C013（その他） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

イカイン保育園（以下「本園」）は、0～3歳児を対象とした社会福祉法人が運営する保育園です。キリスト教精神に基づき、一人ひとりが愛され大切な存在であることを基本とした保育に取り組んでいます。

また本園は、従前から在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国にルーツを持つ住民が多く居住する地域に立地し、1983年に在日韓国基督教会館に併設し開園しました。その経緯や、近年の「ニューカマー」と呼ばれる外国からの住民の増加の影響もあり、園児のほとんどは外国にルーツを持つこどもです。その為本園は、国際色豊かで地域に根差した「共生共存の関係づくり」を保育基本方針としており、多文化共生保育に取り組んでいます。本園の保育実践は、0・1歳児は「育児担当制」、2・3歳児は「縦割り保育」を行い、両者の良さを融合させています。こども同士の関係を育みながら一人ひとりの発達段階や個性を尊重した保育に取り組んでいます。

前年度に着任した園長は、保育理念や基本方針を見直し、本園の特色を生かす組織づくりや会議のあり方を工夫し「職員が皆で考える保育」の実践に取り組んでいます。さらに本園は4・5歳児への改組や、多文化共生保育へのさらなる体制づくり等の多くのビジョンを有しています。社会福祉法人の運営らしい地域福祉をになう特色ある保育園に向けた取組に期待します。

◆特に評価の高い点

■園長のリーダーシップ

園長はリーダーシップを発揮し、保育体制の改革に取り組んでいます。就任以来、保育の基本方針や目標、本園の特色などを見直し、その内容を文章化し職員に周知しています。職員同士が扶けあえる関係になることを目指し、職員の基本姿勢を具体的に文書化し職員に配布しています。職員が自主的に意見を出し合いながら考えることが大切と考え、会議の持ち方や議題についての工夫をしています。

■働きやすい職場

小さいこどもがいる職員は早出・遅番のない固定勤務にする等、職員のワークライフバランスに配慮しています。保育士の数も充実しており、ゆったりと保育に努める事ができる等、働きやすい職場環境を整えています。

■研修計画の策定と実施

園長は職員の希望も取り入れ、職員の職種や経験に応じた教育・研修の計画を立て、職員一人ひとりが教育・研修を受ける機会を確保しています。

■こどもを尊重する保育

理念・基本方針にこどもを尊重した保育をすることを明記しています。職員は人権研修を受講し、日頃から人権を尊重する意識を持って保育にあたり、保護者の様々な思いや生活文化の理解に努めています。保護者が希望するこどもの呼称については職員間で情報を共有し、保護者の意向に添えるようにしています。

■保育の継続性

入園時には、外国籍及び外国にルーツを持つ保護者にはその国の言葉が話せる職員が説明しています。転園時には、児童要録にこどもの現在の様子や援助内容を詳しく記録し、更に、発達など気になるこどもについては、そのこどもへの対応や配慮点などを詳しく記録し、次園に引き継いでいます。

■標準的実施方法の見直し

園長は標準的実施方法の良い所を大切にしながら合理化を図ろうとしています。こども一人ひとりの発達状況に応じた指導計画の策定を行い、保育の実施状況を丁寧に記録し、職員間の情報共有を行っています。

■育児担当制と異年齢保育の融合

0・1歳児は育児担当制にて、一人ひとりのこどもの育ちや個性を十分把握し、職員との愛着づくりとこどもの気持ちを汲んだ保育を行っています。2・3歳児の保育は縦割り形態を取り入れています。こども一人ひとりの生活習慣の形成を支援して、担当制と縦割りのよさを融合した保育を行っています。

■多文化共生

外国籍及び外国にルーツをもつこどもが多いので、それぞれの食習慣や生活リズムがあることに配慮して対応しています。職員は、日々のこどもの姿を伝え合うことを大切にし日頃から笑顔で接するように意識して保護者対応に努めています。

■子どもの主体性

3歳児クラスは縦割り保育を行い異年齢のこどもと関わり合うことで、社会性や協調性、思いやりの気持ちなどが育まれることを大切にしています。様々な遊びを通して、こども一人ひとりが興味や関心をもち、自分で遊びを選択できる環境に配慮した保育内容を考えて、こどもの成長を見据えた計画を作成しています。

◆改善を求められる点

■中・長期計画の作成

本園は4・5歳児までの保育体制づくり、多文化共生地域での特色ある園づくり、老朽化した園舎の改善による保育環境の整備等、社会福祉法人が経営する保育園として中・長期ビジョンを見据えています。本園はさまざまな経営課題を把握しており、それを踏まえた中・長期計画の明文化と周知・展開を期待します。

■保護者等への事業計画内容の周知

本園はしおりや重要事項説明書を用い、理念や基本方針等の保育の取組を入園時に説明しています。しかしながら本園の事業計画を保護者に説明する取組は十分とは言えません。本園の特色ある保育への理解や保育への参加を促す視点からも、本園の事業計画をわかりやすく周知する取組に期待します。

■保育の質を高めるためのPDCAサイクルの定着

本園は、園全体として保育の質に関する自己評価への取組は十分とは言えませんが、今回の第三者評価の受審にあたり職員によるグループワークにて自己評価を実施しました。この取組をきっかけに、本園としての保育の質を評価・分析する組織や体制を整え、その実行が定着することを期待します。

■実習生の受け入れ

園長は実習生の研修・育成についてのマニュアルを見直しています。私保連の懇親会に参加することを検討したり、養成校と連携する等、実習生を受け入れるための取組に期待します。

■情報公開

本園の理念や基本方針、苦情・相談の内容についてはHPで公表しています。地域の理解を深めるために、本園の子育て支援等の活動に関する情報を地域に対してより効果的に発信していくことを期待します。

■地域の福祉課題等の把握と公益的事業の展開

地活協への参加や生野区の保育所の合同会議を通じて、外国籍及び外国にルーツを持つこどもや大人に必要な支援や、生野区の福祉課題の把握に努めています。新しくこの地域に移住した外国籍及び外国にルーツを持つ親子への支援は大きな課題です。今後はイカイノ広場の活動等を広くアピールし、地域の住民の子育て支援の充実に寄与することを期待します。

■個人情報開示の規程

個人情報保護規定等のこどもの記録の管理について、廃棄の規定や保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程も含んだ見直しに期待します。

■保育実践の振り返りの活用

自己評価をもとに保育士は個々に、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいます。今後は個々の自己評価を職員間で共有する事で互いの学び合いや意識の向上に繋げる取り組みを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回初めて、第三者評価を受審しました。評価を受け、改めて私たちの保育園の特色や大切にしていることが確信できました。と同時に、今後の課題として提示されたものを改善していきたいと思います。地域に根ざした保育園としてこれからも私たちは、子どもひとり一人を大切にする保育をおこなっていきたいとおもいます。
今回の受審におきましては、保護者のみなさまには、アンケートのご協力をしていただき感謝いたします。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	令和6年度に着任した園長は、理念・基本方針等の見直しを行い、ホームページ（以下「HP」）や入園のしおり（以下「しおり」）等の更新を進めています。一部は更新中となっています。見直した基本方針や保育目標は本園がキリスト教精神に基づき、多文化共生地域にて保育に取り組んでいるという特色を踏まえています。その内容や見直しに至った想いについては昨年度職員に周知し、今年度入園した園児の保護者に対しても重要事項説明書にて周知しています。新たに見直しを行った基本方針等、HPや各書面の更新を完了するとともに、在園する園児の保護者に対する周知も期待します。	
		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	本園は生野区地域活動協議会「以下（地活協）」への参加等を通じ、福祉施策の動向、多文化共生地域における地域住民、本園利用者のニーズ等の把握に努めています。園長は、職員にとって法人は遠い存在であっても、本園が社会福祉法人による運営であることを誇りを持ってほしいと考えています。文化の多様化が進み、家庭的養護が求められる一方で「家庭的」を一律に定義できない時代になっています。近年、区は「異和共生」を基本理念とする地域福祉計画や福祉課題を示しています。そういった内容の把握や分析を進め、少子化の時代における本園の柱となる特色等を明らかにすることを期待します。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	本園は「少子化の影響や外国籍の方の増加に伴う保育体制」「地域特有の多文化共生保育への取組」「地域への子育て支援や園の活動のアピール」「職員の業務経験と関係づくり」が経営課題であり、さらに「老朽化した園舎の環境改善」「経営の健全化」「3歳児からの転園先の確保」が差し迫った課題です。保護者アンケートにて3歳児以降の保育ニーズを分析し、結果を法人や職員間で共有しています。園長は4・5歳児の保育事業への改組にて保育の一貫性を確立し選ばれる保育園にむけた職員の意識改革を目指し、組織体制や会議のありかたの見直しや改組許可への行政協議に取り組んでいます。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
(コメント)	本園は「少子化の影響や外国籍の方の増加に伴う保育体制」「地域特有の多文化共生保育への取組」「地域への子育て支援や園の活動のアピール」「職員の業務経験と関係づくり」が経営課題であり、さらに「老朽化した園舎の環境改善」「経営の健全化」「3歳児からの転園先の確保」が差し迫った課題です。保護者アンケートにて3歳児以降の保育ニーズを分析し、結果を法人や職員間で共有しています。園長は4・5歳児の保育事業への改組にて保育の一貫性を確立し選ばれる保育園にむけた職員の意識改革を目指し、組織体制や会議のありかたの見直しや改組許認可への行政協議に取り組んでいます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	本評価は、I-3-(1)-①が「c」の為「c」評価となりますが、本園は単年度計画を策定しており、その事業計画には今年度に取り組む主な内容を具体的な文章として明記しています。実際に令和6年度には、「中・長期ビジョン」を見据え、手始めとして0歳児保育室の改修を行い、続いて園舎全体の大規模改修を目指しています。さらに4・5歳児への改組にむけた具体的な計画や実行への取組も見られます。今後は中・長期計画の策定とそれに関連付けられた単年度計画の策定、その実施状況の評価や具体的な成果について明確に定めることを期待します。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	本園の事業計画は園長・副園長が中心に策定しています。職員会議においては日常の保育内容を中心に職員間で話し合いが持たれています。園長は保育の質の向上や事業計画に定めた課題の解決等に向け、職員会議のあり方や話し合いが職員主体で行われるよう改革に取り組んでおり、この取組は大変評価できます。事業計画の課題解決に向けた会議の設定や、担当職員を選定する等園全体で組織的な体制構築と、改訂した基本方針について園長が周知したように、事業計画についての職員の理解を深める取組に期待します。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
(コメント)	本園はしおりや重要事項説明書を用い、事業計画の周知といった視点でないものの、園の取組を入園時に保護者に説明しています。また事業の一環としてSDGsに取り組んでおり、しおりに記載し、保護者にわかりやすく説明しています。本園の事業計画である4・5歳児の園への改組については保護者アンケートを実施しましたが、結果のフィードバックは、まだ不確定な状況であり今後の課題となっています。保護者に本園の特色ある保育への理解や保育への参加を促す視点からも、本園のねらいが記載してある事業計画をわかりやすく書面等で保護者に周知する取組に期待します。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	本園全体として、保育の質に関する自己評価を行う取組は十分とは言えませんが、今回の第三者評価受審にて職員によるグループワークという組織づくりにて自己評価を行いました。職員が意見を出し合い着眼点を学び、実施状況を確認し、評価・分析を行いました。その取組が意義あるものだったことを踏まえ、リーダー会議を中心に保育課題の話し合いを実施し、事例研修も行っています。この取組を本園としての保育の質を評価する組織や、その評価・分析を行う体制に発展させ、その実行が定着することを期待します。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	本園全体で取組むべき課題は事業報告に文書化していますが、職員の参画にもとづいた組織としての評価や分析から見出した課題ではない状況です。職員会議にて課題について話し合いを行っていますが、計画的に改善策の話し合いをするといった位置づけには至っていません。園長は今年度から職員会議の議題の書式や書き方を変更し、職員が皆で改善計画を積極的に話し合えるよう工夫しています。今回の第三者評価でのグループワークでの取組を発展させ、職員の参画による改善計画の策定と実施が、本園として定めた組織にて計画的に実施しそれが定着することを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	園長は昨年度の就任以来、保育の基本方針や目標、特色などの見直しを行い、その内容を文章化し職員一人ひとりに周知しています。職員会議のあり方を工夫し、会議の議題には園長の本園に対する思いや、課題解決は「職員と共に考えていく」ことを文書化・表明しており、職員に周知しています。職務分掌等には園長の役割や権限移譲に関する内容等必要な内容が文書化されています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	園長は大阪市私立保育連盟（以下「私保連」）等の研修に参加し、園長として習得すべき法令等の知識を積極的に習得し理解しています。さらには個人情報保護法に関する研修から、詳しいマニュアルづくりを行い職員に周知したいと考えています。また本園はSDGsにも取り組んでおり、園長はその推進を積極的に行っています。園長が研修で得た内容を職員全員に周知するとともに周知の仕組みづくりに期待します。	

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	園長は職員同士が扶けあえる関係（職員集団）になることを目指し、職員の基本姿勢を具体的に文書化して職員に配布しています。また職員が自主的に意見を出し合いながら考えることが大切と考え、会議の持ち方や議題について工夫をして保育の質の向上に積極的に取り組んでいます。園長は日々の会話を大切に職員一人ひとりの力を引き出し、個人面談でも職員の想い、苦しい事、要望等を聴取しています。保育の場にもできるだけ入って関わっています。こどもへの声のかけ方、対応で気が付いた事を、場所と時を選んでその場で言うべきことと少し時を経て言うべきことをわきまえて職員に伝えています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	前園長であった副園長が人事・労務財務等労務管理などのマネジメントをしっかり司っていますので、園長は保育士の視点から保育の質の向上に集中して、保育体制の改革に取り組むことができています。連絡帳や保護者への連絡等及び日誌等では情報通信技術（ＩＴＣ）を積極的に活用し、職員の業務の負担を軽減する等組織の改善に取り組んでいます。SDGsへの取組も積極的に行い、資源の有効活用や経費削減に努めています。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	園長は職務分掌表に職務別に職務内容・役割責任を表示し、人材育成のために職員集団のあり方を整理しようとしています。子育て支援員や保育補助の職員にも資格を取得するための支援を行い、こどもの適切な健康管理ができるように看護師を確保したいと考えています。職員の募集はHPによる募集の他、民間の求人会社、派遣会社、私保連の登録、知り合いの紹介等を通して行っていますが、今年は派遣会社からの入職は無く、私保連登録もあまり実効性がないなど、人材確保は困難な状況です。今後は、多文化共生保育に前向きな養成校との連携を進めることを考えています。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	園長は「期待する職員像」は、こどもの心や職員同士の関係性を大切にすることとしています。また、保育所は支援センターではないのだから、様々な課題解決志向であるよりも、こどもや家庭の当たり前を受け入れることのできる心を職員に求めています。そして「職員として」に基本姿勢を具体的に記し、「就業規則」に採用等の基準を明記して職員に配布しています。ただ、職員等が自ら将来を描くことができるための明確な人事基準など総合的な仕組みづくりは今後の課題となっています。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	本園では小さい子どもがいる職員には、早出・遅番のない固定勤務としたり、子どもの体調が悪い時は、フリーの職員又は主任・園長が代わりに対応することにより当日の朝に連絡しても休む事ができる等、ワークライフバランスに配慮しています。職員は園長や主任が話しやすくしっかり聞いてもらえ、安心できる答えが返ってくるので働きやすいと評価しています。保育士の数も充実しており、ゆったりと保育に務めることができています。また、職員同士が過度にプライベートなことに入り込まないようにして、心理的な負担の軽減に努めています。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	年度初めに、職員は「目標と自己評価」シートに前年度の振り返りと今年度の目標、関心事や悩み、要望を記載しています。園長は、年度末に職員面談を行って、個々の想いや目標を確認しています。ただ、一人ひとりの目標の設定は、職員自身に委ねている部分が多く「何を、どのレベルまで、いつまでに」という「目標項目、目標水準、目標期限」の設定が不十分です。今後は、昨年度に園長が見直した基本方針や保育目標を職員に周知徹底するとともに、中間面接を実施して、継続的な周知や職員一人ひとりの育成に向けたより積極的な取組を期待します。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	園長は、職員育成の要点とは、論旨をわかりやすく伝える力、聞く力、多様な意見をまとめる力、正しく文書で表現する力である「会議力・記録力」にあると考えています。「研修について」に研修の意義、研修計画、職種や経験に応じた研修先、研修報告方法などを文書化しています。外部研修には主に私保連とキリスト教保育連盟の研修を取り入れ、職員の希望も聞いて研修の計画に反映しています。年度末には研修計画の振り返り・見直しを行っています。さらに研修の報告がクラス単位でなく園全体の報告になるようにしたいと考えています。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	業務規定に「業務に関連した教育の機会を平等に与えるものとする」と明示しています。職員は年に2回の園内研修と各自一回以上の外部研修を勤務時間中に受ける事ができます。職員の教育・研修は園長が、各職員の職種や必要な知識やスキルに応じて計画しています。また研修の情報を提供し、研修等を職員に勧め、職員は希望する研修も受ける事ができます。新任職員には着任早々の面談でマニュアルに基づいて保育実践の説明を施したうえで保育現場に配置されます。個別的なOJTの体制は十分とは言えませんが、園長、主任、副主任等は職員とのコミュニケーションを心掛け、相談や質問に丁寧に対応して指導しています。	

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	園長着任前に主任が作成した実習指導マニュアル等を園長が見直しを進めている途上です。保育実習については指導者研修は一般的ではありませんが、実習指導を担当している主任が修了しています。実習生の受け入れは人材確保につながるだけでなく、職員の成長にとっても良い効果が期待できます。園長は、以前私保連主催の懇親会に参加した際の養成校教師との出会いがきっかけで実習生の受入に繋がったことから、懇親会への参加や養成校との連携に努めたいと考えています。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	HPでは理念や基本方針、決算書、入園のしおり、重要事項説明書等、公開苦情相談の解決の体制、苦情の発生、内容、解決方策、経過等を公表しています。毎年10月頃に生野区役所が利用希望者に保育所を紹介するパンフレットを提供していますが、これに合わせて園のパンフレットを更新中です。イカイノひろば・フードパントリー・ボランティア募集など、園の活動を案内するパンフレットを作成して隣接する教会に置いたり、保護者に配布しています。ただ、「イカイノひろば」への地域の親子の参加は少なく、より効果的な情報発信は今後の課題となっています。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	本園では内部監査や外部の専門家による監査支援等を実施しています。また、事務・経理・取引等に関するルールも定めていますが、その詳細を職員に伝えることで無用の混乱や負担を避ける必要もあって、周知は徹底していませんが、職員が心得るべきことは職員会議で説明し、周知しています。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	本園の基本方針に「国際色豊かで地域に根差した共生共存の関係をつくる」ことを明示し、事業計画には地域交流について明記しています。病児保育所等の情報はパンフレットを配布し、その他の社会資源や地域の情報は掲示等で保護者に周知しています。外国籍及び外国にルーツを持つ子ども・大人のための日本語教室主催の各国の伝統的な遊びイベントに園児が参加したり、フードパントリーに主任が参加し、食料提供の手伝いの他手作りおもちゃで子どもを遊ばせる等の子育て支援をしています。イカイノひろばを週1回実施していますが、参加はなく、今後の広報に期待します。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	昨年度は大学生の職場体験を受入れました。2025年度の事業計画には近隣中学校の職場体験の受け入れを明記しています。職場体験については、受け入れ直前の会議で主任が職員に対応方法を説明しています。フードパントリーには主任がボランティアと共に参加しています。職場体験やボランティアの各受入れマニュアルを整備し、意義・目的等を明文化しています。ボランティアには、事前にオリエンテーションを実施し、活動内容、留意点などを詳しく説明しています。今後は、ボランティアに対して研修等を実施し、より有効に活動してもらえるような取組を期待します。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	地域特性から様々な社会資源の情報を収集し、関係機関のリストは、各クラスに掲示して職員が必要な時はいつでも見ることができる体制になっています。地域の多文化共生の取組を実施している機関とは連携しています。現在、虐待が疑われるこどもは在籍していませんが、気になる親子については、生野区保健福祉センター（子育て支援室）やこども相談センターと連携して対応しています。	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	地活協への参加を通して地域ニーズの把握に努めています。地域の福祉ニーズとしては外国籍及び外国にルーツを持つこどもへの学習支援が大きな課題で、こどもたちが共に遊び、共に学ぶ取組に参加しています。園に要対協対象児がいる場合は区が実施するケース会議に民生委員や学校、子育て支援室、保健師と共に参加しています。地域の親子への子育て支援の場を設けていますが、機能していないのが実情です。そこで、保護者にベトナム料理を作ってもらって一緒に食べ、外国籍及び外国にルーツを持つ人たちとの繋がりを深め、子育て等の相談ができる体制を築きたい意向を持っています。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	事業計画に、外国籍の親子への子育て支援や在日韓国基督教教会館と連携し保育園でできることを実施することを明記しています。生野区の保育所が集まって区の課題について、地活協で外国籍及び外国にルーツを持つこども・大人に必要な支援について協議しています。新しくこの地域に移住した外国籍及び外国にルーツを持つ親子への支援が大きな課題です。具体的に一番困っている在留資格の延長のための書類作成については園でも協力していますが、必要に応じて国際交流センターを紹介しています。地域共同の防災訓練は消防署の都合もあり実施できていません。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	理念には「こどものところに寄り添い、一人ひとりの育ちを大切にすること」が謳われています。保育基本方針にもこどもを尊重することを明記しています。職員は人権研修を受講し、日頃から人権を尊重する意識を持って保育にあたっていますし、保護者の様々な思いや生活文化の理解に努めています。保護者の希望するこどもの呼称等についてはクラスで情報を共有し、保護者の意向に添うよう努めています。こどもの尊重や基本的人権への配慮については、その都度、状況に応じて協議しています。	

Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	プライバシー会議を実施し、園長が職員に注意事項を説明しています。行事の時には写真をSNSに掲載しないよう保護者に注意を促し、「重要事項説明書」にもその旨記載しています。本園は3歳児までの園であり、プールの着替え時等男女の区別は特にしていませんが、外からの視線は衝立と職員で遮っています。オムツ交換は他園児から見えない場所で行っています。プライバシーに配慮した保育が行われていますが、職員の意識では、個人情報との混同が見られます。今後はプライバシー保護に特化したマニュアルを整備し、一層プライバシー保護体制を充実させることを期待します。	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	本園の案内パンフレットは区役所には提供していますが、公共の場には置かず、むしろ見学を促し、見学担当の園長等が丁寧に案内し、説明しています。かつては韓国の方、現在はベトナムの方を中心として外国籍及び外国にルーツを持つ家庭の利用が多数を占め、利用者層に強いコミュニティが形成されていて、保育所選択に必要な園の情報は口コミで伝達されています。保護者は、その他に教会やHPからも情報を得ています。「しおり」は中国語、ベトナム語の物を用意し、園の中にも置いています。「しおり」やHPは適宜更新しています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	進級時には保護者会でクラス担任が次年度の保育について説明しています。外国籍及び外国にルーツを持つ保護者にはその国の言葉が話せる職員が説明しています。その国の言葉が話せる職員が不在の場合は、園長とクラス担任と一緒に事務所で携帯の翻訳アプリを使用して伝えています。言葉の壁はありますが、他国に来て頑張っている人たちは概してフレンドリーで、相互理解に積極的です。また、配慮を要することは各家庭それぞれに多様な背景があり、一律のルールに当てはめることはできません。従って日々丁寧に対応して気を配っています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	児童要録に、保育園における日課や生活行為ごとに、こどもの現在の様子や援助内容を詳しく記録し、更に、発達障がいのある子どもについては、問題行動やこだわりについての対応の配慮点なども詳しく記録し、次園に引き継いでいます。卒園後に通所する3歳以降の近隣保育所を保護者に紹介しています。卒園後も相談できることは、日本語の文字を読めない保護者に配慮し、文書を手渡すことはしていませんが口頭で伝えています。卒園後の相談については、在園時の担任、主任、園長が対応しています。相談内容によっては、来所を促し、事務所で相談に応じています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	こどもの自然な姿を見てもらえるような形で実施する個人参観の際は、個人懇談も実施し、こどもの園での様子、家での様子を伝え合う機会にしています。園の対象児童拡大計画（4・5歳児保育の認可）や、遠足のバス代、お布団の管理方法など費用負担にかかることについては意向調査をしています。その他、保護者会の会費に関わる行事等を実施する際は、保護者会の代表を通じて保護者の意向を確認しています。以上のように、利用者の意向（含満足度）は折につけ確認、把握しています。今後は職員会議等で、把握した保護者の満足度を検討する体制を整備し、保育に反映することを期待します。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	玄関に設置している意見箱は、外国籍の方には馴染みにくいものようですが、現在は慣れて、保護者からの意見の投稿があります。苦情解決の仕組みについては園内に掲示しています。重要事項説明書には、園の相談窓口と第三者委員の連絡先を明記しています。苦情については、苦情受付記録報告書に記録し、重大な案件は緊急職員会議を開き、情報及び対応策を職員間で共有し、予防策を検討しています。その他の苦情については、職員の連絡網で周知し、注意喚起しています。職員は保護者が苦情を申し出やすいように日頃のコミュニケーションを心がけています。苦情はHPで公表しています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	重要事項説明書に、要望・苦情に関する相談窓口を明記しています。職員は、日々のコミュニケーションを大切に、保護者が相談や意見を述べやすいよう気配りしています。連絡帳に悩みを書いている保護者、元気のない様に見える保護者には、日々声掛けをするほか、個人懇談の時に悩みを傾聴し、深刻な悩みについては事務所で相談に応じています。相談場所は、事務所を利用することが多いですが、事務所に職員がいる時は、別の空きスペースを利用する等、環境に配慮しています。個人懇談で聴取した要望、相談については、クラス担任が児童票に記録し、内容を主任、園長に伝えています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	職員に配布している「職員として（基本姿勢）」の中に、意見・要望・苦情への対応、その内容を会議等を通じ全職員に周知すること、内容を記録することを明記しています。個人懇談で聴取した要望、相談については、児童票に記載し、相談内容は主任、園長に伝えています。意見箱を玄関に設置しており、保護者は利用しています。今後は、保護者からの意見や要望に特化したマニュアルを整備すると共に定期的に見直し、保護者からの意見や要望により迅速に対応できるような体制が構築されることを期待します。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	年数回、AEDの使い方、人工呼吸などの研修を実施し、非常勤職員も参加しています。ヒヤリハット・事故マニュアルには、事例や事故等発生時の対応策を明記し、職員に周知しています。ヒヤリハットやアクシデントはヒヤリハット・事故報告書に細かく記録し、職員会議で共有し、改善策・再発防止策を検討しています。リスクマネジメント委員会は設置していませんが、責任者は園長が担っています。近年子どもを取り巻く環境は厳しいものがありますので、一層のリスクマネジメント体制の充実を期待します。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	本園では感染症予防マニュアルを整備し、定期的に見直しています。ただ、マニュアルには、乳幼児に多い感染症についての具体的な対応策の記載はありません。職員は病気や感染症についての理解と対応についての研修に参加し、知見を広めています。感染症発生時には主任が職員に注意事項を通達しています。今後は職員皆が対応策が分かるようにマニュアルの充実を図ることを期待します。保護者については、感染症発生時にはホワイトボードの掲示や翻訳できるようなSNSのおたよりで園での発生状況を配信しています。	

Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	毎年避難訓練計画案を策定し、それに基づいて、様々な災害、不審者対応等のテーマ別避難訓練を実施しています。防災・防犯マニュアルに、災害時の対応体制、こどもと保護者、職員の安否確認体制を明記しています。災害のための備蓄品は各クラス、事務所に配備し、リストを作成し、賞味期限をチェックし、補充しています。ミルクは調理師が保管しています。以前は近隣の公園で、消防署の方に来てもらった消火訓練に参加していましたが、今は消防署が忙しく、大規模園が優先されていて、訓練が中止になっています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	園長は就任して1年余りですが、「職員として」の基本姿勢に保育の実施方法や個人情報の取扱い等の基本姿勢を記載し、標準的实施方法やマニュアルを保育理念・基本方針から見直しつつ再構築を図っている途上です。保育の標準的な実施方法は、主任、リーダー等が園内研修や個別指導、職員会議等で職員に周知徹底し、実施されているかどうかを実際に現場で確認したり、会議録や記録等に目を通し確認しています。「職員として」の基本姿勢等には、こどもの尊重について記載されていますが、プライバシー保護や権利擁護に関わる記載は十分ではありません。権利擁護等も合わせて見直す事に期待します。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	主任が作成した標準的实施方法やマニュアル等の見直しについて、園長は就任後に毎日のように主任と話し合い、園長の想いを説明し、主任もよく理解するなかで、多様な観点から見直しを進めている途上です。園長から見て素晴らしいと評価できる大切な所を押さえつつ合理化を図ろうとしています。職員の反応も副主任や職員から聞いて反映しています。その過程で園長は、記録を書く職員の力を活かせるように週案、日案の様式を変えました。また、グループワークの手法を取り入れて、リーダー会議等で職員間で話し合い、意見を引き出すための取組に着手しています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	保育士はこども一人ひとりの指導計画を作成する際に、こどもの特性や発達状況、家庭の背景、生活文化などを総合的に分析し、主任が指導案会議の責任者として必要な助言を行っています。アレルギー児については栄養士も検討に参加し、支援困難ケースでは子育て支援室やこども相談センターと連携してアセスメントを実施しています。保護者の意向を確認しながら指導計画を作成しています。園長は、アセスメントやモニタリングを詳細に記すことも大事だが、保育の実践に活かされる事が大切だと考え、書式をできるだけ簡素化し、リーダー会議等での振り返りを促しています。	

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント) 前項で評価したように、こども一人ひとりの指導計画は担当職員が、関係職員や機関の連携・協力の下でアセスメントに基づいて作成し、継続したモニタリングにより振り返りを行っています。主任は記録等に目を通し計画通りできているか実施状況を確認しています。ただ、指導計画の変更の手順や周知方法の仕組みは十分ではありません。手順を定めて実施する事を期待します。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント) こどもの保育実践の記録は実に詳細に記され、書式も整っています。ITC化により決められた書式で記入し、職員が担当を超えて協力し合えるように、記録の共有を図っています。しかし園長は記録は細かく書けば良いというものではなく、また省いて良いこともなく、いかに簡素化するなかで内容を充実するかが大切で、書くことが目的になってはいけないと考えています。書いて終わりではなく、振り返ること、振り返りができる文書でないといけないと説いています。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント) 記録の管理担当は主任、責任者は園長です。大切な書類は事務所に一括して保管し、原則として園外への持ち出しを禁止しています。就業規則の服務規律で個人情報等を漏洩することを禁じ、「イカイノ保育園運営規定」に5年間保存すべき記録を規定し、職員は遵守しています。重要事項説明書には、園内行事で撮影した写真（他の園児が写っている画像）等の無断流布の禁止を記載し、入園時に保護者に説明しています。個人情報保護規程等では記録の保管、保存に関する規定を定めていますが、廃棄の規定と情報開示の手順も必要です。記録の廃棄と情報開示も含んだ見直しを期待します。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	本園の「全体的な計画」は、3歳児までの保育園でありながら4・5歳児までのトータルな計画が必要という考えから、5歳児までの育ちの姿を記載しています。さらに外国籍の方が多く暮らす地域に根差した、多文化共生保育への取組を明記しています。こどもの成長を見据え職員参画のもとで指導計画を立てていますが、全体的な計画については園長と主任が主に作成しています。年間カリキュラムの見直し等と同様に、定期的に職員参画のもとで全体的な計画を見直す体制や会議等の機会を設けることを期待します。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	本園は、保育に適した人的・物的環境づくり双方が保育実践に大切と考えています。職員は保育に適した環境設定について定期的に話し合い、室内の設備・家具・おもちゃ等がその時々の子どもの保育提供に最適な環境かを見直しています。2・3歳児の保育室は様々なコーナーに区切り、子どもが自分で好きな遊びを選択し自ら行動できる環境を整えています。0歳児保育室はリフォームをし、床暖房等を含め充足した設備で快適な環境を整備しています。日々保育室等のしつらいや家具の安全点検を行っていますが、老朽化したトイレや水場など、使いやすく安全な設備等へのさらなる改善を期待します。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	0・1歳児は「育児担当制」にて、一人ひとりのこどもの育ちや個性を十分把握し、職員との愛着づくりとこどもの気持ちを汲んだ保育を行っています。2・3歳児は縦割り保育を行いつつ、こどもを継続してみることができるよう担当保育士を定め、担当制と縦割りを融合した保育を行っています。また、こどもが担当以外の保育士を希望した時は柔軟に対応しています。入園時に保護者にこどもの生活リズムを表に記入してもらい(0・1・2歳児)、家での生活リズムや環境に合わせた保育に取り組んでいます。さらに職員は、こどもの生活ペースにあわせた言葉かけを心掛けています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	職員は、その子どもがどこまで出来ているのか、どこまでやろうとしているのか、こども一人ひとりに合わせたサポートを日々の保育実践で心掛けています。2・3歳児保育は縦割りとしながらも、同じ保育士が2年にわたって担当し、こども一人ひとりの生活習慣の形成を支援しています。こども一人ひとりの発達に合わせた個人計画表を担当者が作成し、主任が確認しています。基本的な生活習慣の中でも、食事と排泄については保護者と連携しながら、家庭と本園で一体となる取組をしています。保育室はこどもの活動意欲や休息に応じた対応ができるように、コーナーに分けしつらいを工夫をしています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	本園は「年間あそび計画」を作成し、一人ひとりの個性や発育に合わせたあそびと保育に取り組んでいます。0・1歳児はベランダや園庭から、日常的に外の空気や自然環境に接することができます。2歳児は3歳児と縦割り保育の中、3歳児の遊びを見て真似をしごっこ遊びに発展する等の成長がみられます。自主的にこども同士の関係も育まれ、友達関係が芽生えています。散歩コースに商店街があり楽しい雰囲気です。近年は散歩を減らし園内活動を充実する取組も行っています。職員はこども自身が安全を確認し、自由活動で主体性を育むように、自ら選べる環境を整えています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	家庭での一日の生活のながれを基に、なるべく家庭環境に近い生活リズムを心がけ、育児担当制を実施し、個々に合わせた丁寧な保育をしています。0歳児は月齢により成長の差が大きいので、発達に応じた手作り玩具等を用意してこどもの興味や関心、成長に繋げる取組をしています。外国籍及び外国にルーツをもつこどもが多いので、多国籍それぞれの食習慣や生活リズムがあることに配慮しています。職員は、各国の挨拶や簡単な言葉を覚えたりして、コミュニケーションをとるようにしています。また日頃から笑顔で接するように意識して保護者対応に努めています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	1歳児クラスは、育児担当制を行い、2歳児クラスになると縦割り保育(2・3歳児合同)になり、3歳児と関わることで2歳児の成長が多く見られます。生活面では決まった保育士が援助を行うことで、こどもの生理的欲求を満たし、安心感を与えるように配慮しています。又こどもが自分でしようとする気持ちを大切に、やる気を引き出せるようこどもの成長を見据えた取組をしています。家庭での様子、園での様子など送迎時やアプリを使用したやり取りや連絡ノートを通して、日々のこどもの姿を伝え合うことを大切に、外国籍の保護者に対しては、生活習慣を配慮した対応を心がけています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3歳児クラスは縦割り保育を行っています。異年齢のこどもと関わり合うことで、社会性や協調性、思いやりの気持ちなどが育まれることを大切にしています。また実際に日々の保育の中で異年齢保育を実施することでこどもが成長していく姿を感じています。キリスト教の保育理念「遊びが1番、遊びの中で成長する」考えに基づいて取り組んでいます。様々な遊びを通して、こども一人ひとりが興味や感心を持ち、自分で遊びを選択できる環境に配慮した保育内容を考えて計画を作成しています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	築年数が古いので障がいに応じた環境整備は十分ではありませんが必要に応じて対応していく考えです。こどものありのままを受け入れ、こどもの力を信じて共に育つことを旨とし、障がいのあるこどもも集団の中で一緒に生活していくことを大切にしています。障がいのあるこどもに関わる保育士は、研修を受け、専門知識を得て関わっています。ケース記録があり、全職員が援助が必要なこどもに対して把握し配慮しています。障がいのあるこどもの保護者に対しては、寄り添う気持ちを大切に、園の保護者には障がいをもつ子どもと関わることで、成長し良い刺激を受けていることを伝え理解も得ています。	

A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	延長保育の引継ぎは、各クラスの登降園表があり、記録した内容を必ず口頭でも伝えて申し送りをし、伝え忘れないように注意しています。こどもが長時間、園での生活に疲れないよう体調の変化には気をつけて、家庭的でゆったりと過ごせるように取り組んでいます。また延長保育の過ごし方は、玩具の入れ替えを定期的に行ったり、2・3歳児は園庭遊びをしたりして、気分転換を図るとともに特別感をもたせたりしています。又各コーナーごとに環境設定を行い遊びとくつろぎを分けて一人ひとりがゆったり過ごせるように配慮しています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント)	3歳児までの保育園なので小学校との連携や、就学を見通した保育ではありませんので本評価項目は「評価外」としますが、3歳児は児童要録を作成し、卒園後、転園先に提出しています。要録には5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)を基に、現在のこどもの様子や指導する上で参考となる内容を詳しく記載しています。障がいのあるこどもの児童要録には配慮する点も書いていて、細かくこどもの成長を記録しています。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	朝の受入れ時に視診、触診を行い、保護者に体温を記入してもらいます。こどもの健康状態を登降園ノートに記録して、全職員がこどもの健康状態を把握できるように周知しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、保護者の心理的負担にならないように注意しながら入園時の面談で伝えたり、園だよりの健康保健だよりのコーナーで取り上げて分かり易い言葉で記載したり、園の入口付近に張り紙もしています。午睡時は必ず仰向けで寝ることを徹底して、タブレットを用いて各クラス午睡チェックをしています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	内科健診は年に2回、歯科健診は年に1回行い、保護者に結果を伝え職員にも周知しています。こどもには怖がったりしないように、遊びの中においしゃさんごっこを取り入れたり、歯磨きの紙芝居や絵本を見せたりして、興味や関心を持たせたりしています。歯みがき指導はしていませんが、食事の後は、年齢に応じてお茶を飲んだり、口をゆすぐなど口の中を清潔に保つようにしています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー疾患がある園児については、入園時に医師の指示書のもと園長または主任、栄養士、クラスのリーダー、保護者で面談を行い食事の提供をしています。アレルギー対応については、研修を実施し、マニュアルを整備し、職員に周知しています。アレルギー疾患については、園全体で把握しています。又、保護者にもしおりや入園説明会で、飲食物を園内に持ち込まないようお願いしています。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	年間食育計画を立て、こどもが少しでも食に関して興味を持つよう取り組んでいます。特に離乳食は、個々に合わせたものを提供し、家庭での様子を聞きながらこどものペースで進めています。給食、おやつサンプルは提示し、離乳食は、中期食、後期食を写真で発信しています。食事は一人で座れるようになるまでは、保育士の膝の上に抱いて食べます。成長に合わせ、2、3人のグループで食事をするようになります。旬の野菜についての話や栽培活動も行い、年齢に応じて野菜の皮むきをしたり、クッキングをしたりして毎月様々な食育活動に取り組んでいます。	

A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	厨房職員は保育室に行き、こどもの食事の様子を見たりして保育士との連携を図っています。各クラス給食の感想を提出し、残食の記録もふまえて調理の工夫をしています。毎月の献立は食材を購入している業者から栄養ソフトが送られてきて、それを参考に栄養士が作成しています。離乳食、アレルギー食も別に作成し、保護者に配信しています。行事食は宗教的なこともあり、お誕生日とクリスマスに限られていますが、旬の食材を使って季節感を出せるように工夫しています。地域の食文化としては韓国のチジミを取り入れています。多国籍のこどもが多いので今後は国際食の日を設けたいと検討中です。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-（1） 家庭との緊密な連携		
A-2-（1）-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	連絡はアプリを使用し、日々のこどもの様子を配信したり、連絡ノートで保護者とのやりとりをしています。外国籍の保護者が多いので、詳しく伝えたり、話をしたい時は通訳の職員を交えて連携を行っています。保育参加は10月～2月に個人参観を設けています。参観後、懇談をしてその内容は児童票に記録しています。懇談で聴取した内容が気になる場合は、職員会議、リーダー会議、ケース会議で協議、検討し、その経過を児童票とは別に記録しています。年に1回親子で遊ぼう会(運動会)をして、親子で運動遊びを楽しめるよう取り組んでいます。	
A-2-（2）保護者等の支援		
A-2-（2）-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	保護者支援はこどもたちの成長と家族の幸福を支える上で欠かせない重要な取組だと考えています。表面的なことだけではなく、背景に抱えていることに目を向けることを重視しています。保護者が困っている事を相談しやすい環境を日ごろから作るように日々の会話を大切にしています。支援の内容と状況などの記録は、児童票に記入し、職員間で共有しています。子育て支援に有効な機関などの情報提供も行っています。	
A-2-（2）-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待防止に関するマニュアルを整備し、研修を実施しています。日々の生活の中で、朝の受け入れ時や衣服の着脱時に注意して気になることがあれば、報告する取組を行っています。また乳児は育児担当制で幼児も縦割りながら担当を決めているので、こどもの様子に変化があると気づきやすい体制になっています。少しでも気になるケースでは他機関（区役所、こども相談センター）との連携をとれるように取り組んでいます。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	保育士は自己評価は年に1回行っています。それをもとに面談で園長と話し合っている形なので、互いの学び合いや組織的な意識の向上に繋げる取組とはなっていません。園長面談は、以前は処遇に関わることが中心でしたが、新園長に代わってからは、保育の質の向上に目を向けた取組を心がけています。保育士は自己評価をもとにそれぞれに保育の改善や専門性の向上に取り組んでいます。今後は個人の自己評価にとどまらず、今回の第三者評価で行ったグループワークでの相互の意見交換を通じた保育の見直しなど、園全体の自己評価にむけて取り組むことを期待します。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	不適切保育の根絶には、時間的、心的「余裕」を作ることが大切です。これは個人の課題ではなく園としての課題として取り組んでいます。職員は、こども一人ひとりが愛され安心できる家庭環境の中で育てるという意識を持ち、こどもを大切にしたい保育を心がけています。園児に対して、不適切と思われるような言動や対応があれば注意しあえる環境作りをしています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者（世帯）
調査対象者数	有効回答数 35票
調査方法	自記式質問紙留置法

利用者への聞き取り等の結果（概要）

子どもたちの全員が園で楽しく過ごしており、保護者の91%がこの園に入れて良かったと回答しています。

園の方針や職員の態度、保育内容その他の各項では、24項目中、大半の22項目で肯定評価が80%以上あり、15項目で90%を超える肯定評価になっています。大変すばらしい結果だと言えます。

ベトナム籍や中国籍など在留外国人の子どもが過半数を占める園ですが、先生方の明るく熱心な姿勢に支えられ、アットホームでのびのびと過ごせる環境で、子どもたちが仲良く共生できています。

また、保護者への親身な対応も評価のポイントになっています。

園への要望として、行事への希望や日常の細かなルールへの注文などがゼロではありません。子どもや保護者に寄り添った、きめ細かな支援を継続していくことが期待されます。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等